

〓田舎暮らし〓しませんか？

只見町で暮らす



近年、都市部での人口集中や生活コストの高騰などにより、UターンやIターンでの地方移住が目立つようになりました。最近では、子育て世代が親あるいは祖父母のいる地方に移住する「孫ターン」という言葉も使われるようになり、地方移住の形も多岐に渡ります。

本号では、只見町にU Iターンして活躍されている方々やU Iターンへの支援制度などを紹介します。

お盆やお正月に帰省される家族の方や離れて暮らしている方々にもぜひご一読いただき、只見で暮らすことについてもう一度考えてみませんか？

- Uターン → 地方から都市部に移住した人が再び故郷に戻る
- Iターン → 出身地ではない地方に移住すること

表

町内で実施した『Uターン意向調査』(平成30年度)において、「Uターンを希望しない理由」として回答数が多かったもの

- 1 働き口不足 (①働くところ)
- 2 住宅不足 (②住むところ)
- 3 公共交通手段の不足 (③公共交通)
- 4 買い物など日常生活が不便

無料職業紹介所(観光商工課内)

- 事業主(企業)から依頼を受け、求人情報を掲載します。
 - 求職者へ求人情報を提供します。
 - 失業手当など手当に関する相談も可能です。
- 町内におけるハローワーク機能を担います。

新規就農までの流れ

- ① 農林建設課農林係へ相談(☎0241-82-5230)
- ② 新規就農希望者には、JAや南郷トマト生産組合などとの面接、生産者のほ場見学
- ③ 受入が決定した場合は農業研修に入る(1年目)
- ④ 事業主として本格的な栽培がスタート(2年目)

※関係する支援制度は農林係までご連絡ください。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の「地域への人の流れに関するデータ」(平成28年)によると、地方出身で都市部に住んでいる人(20〜59歳)の約半数が地方への移住を希望するという結果が出ています。豊かな自然環境や生活コストの低さ、時間的余裕、広い居住環境などで地方に魅力を感じ、Uターンという選択を取る人は決して少なくありません。なお、Uターンのきっかけとして最も多いものは「就職」や「離職」であるという結果も出ており、「働くところ」が非常に重要になっています。

本町としても、雇用対策の一環としてハローワークと連携した「無料職業紹介所」を運営しつつ、Uターン者の増加を目的として、成人式時に町内企業を紹介するパンフレットの配布、首都圏で開催される移住・就職相談セミナー

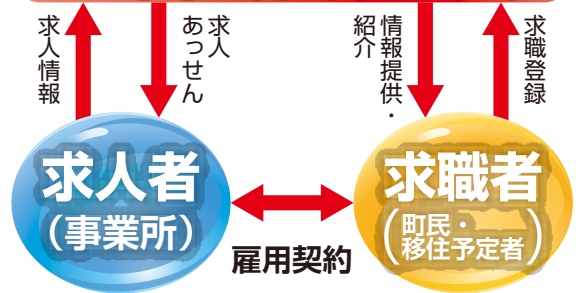
への参加などに取り組んでいます。加えて、昨年度から成人式に合わせて、参加者と保護者の方々に「Uターン意向調査」も実施しており、若年層の意識や要望などの分析を並行して進めるようになりました。

また、新規に農業を始めるという方法もあります。本町では、南郷トマトへの新規就農を希望される方に農業研修制度(7ヶ月程度)や住居の手配、冬期間の仕事の相談などを実施するとともに、初期費用や研修期間中の生活費等の相談も行っています(支援の条件・審査あり)。他にも、花き(リンドウ、カスミンウ)、アスパラガスなどの栽培の取り組みもあります。新規就農者の増加による農業振興を目的に、各種の支援制度を用意しておりますので、興味のある方はぜひご相談ください。

首都圏で開催された移住・就職相談セミナーで相談を受ける本町担当者



只見町無料職業紹介所



南郷トマトの農業研修の様子



只見町にUターンし、農業を始めた世帯は6世帯!

1 働くところ

町内企業への就職や新規就農という方法も



▲町の公営塾「心志塾」で高校生の学習指導を行う隊員

前述の方法以外にも「地域おこし協力隊」として活動するという選択肢があります。協力隊は、「地方に移住した都市部生まれの人」だけが該当すると思われている方も多いかもしれませんが、Uターンされた方でも隊員になることができます。本町では、現在（7月末）5人が協力隊として活動しており、観光・宿泊施設の運営や公営塾の講師、移住希望者への支援など様々な業務を行っています。隊員の任期は最大3年間であり、活動の中で数多くのノウハウを身につけることや任期後に業務内容に関連した仕事を選ぶこと、起業をすることも可能です。

現在、公営塾での学習指導と観光振興に係る業務を行う隊員をそれぞれ募集しています。詳しくは町HPをご覧ください。

2 住むといる

準備期間をサポートする 定住促進住宅を整備

Uターン時を中心に、移住後に住むところも課題の一つですが、町では、定住希望者が住宅確保までの準備期間に一時的に（原則3年間）入居できる「定住促進住宅」を計2棟整備し、住まい確保のためのサポートを行っています。また、「空き家」を有効に活用すべく、「空き家バンク」（別冊版を参照）と連動し、「空き家改修事業補助金」として改修に係る費用の一部を助成しています。

Uターン時についても実家に戻ると決まっているわけではなく、移住される方の様々な形があることから、今後皆様さんのニーズをくみ取り、町として必要な整備を進めていく予定です。



▲今年3月に竣工した「只見町定住促進住宅・沖住宅」

空き家改修事業補助金

空き家を取得・賃借し、定住する方に空き家改修の費用を一部助成します。（※第三者に賃貸する場合も可能です）
改修費用の1/2、上限150万円

- ①移住し、空き家を取得した
- ②空き家バンクに登録されている空き家を取得した
- ③子育て世帯

①～③のケースは各10万円の加算となります。

担当：地域創生課創生企画係

～U・Iターン者に聞く～

Uターン

目黒 だいち 大地さん(31歳)



「奥会津只見 目黒麴店」7代目。横浜市で仕事をしていましたが、約4年前にUターンし店に入る。只見在住。

横浜市でサラリーマンをしていた時に、大きな組織の中で自分の本当にやりたいことができていなかったため、Uターンを決意しました。Uターン者は一度外に出て戻ってきたからこそ、その地域の良さに改めて気づくことができます。只見町は、自然豊かで、子育てやゆとりある暮らしに非常に向いているところだと思います。今後、事業主として（現在は6代目が事業主）Uターンされた方の雇用などにも積極的に取り組む予定です。

Iターン

伏見 まさひろ 正寛さん(51歳)
ともえ 知恵さん(48歳)



農業をするために約12年前に東京都から移住。現在、正寛さんは南郷トマト生産組合の理事を務める。梁取在住。

周辺の市町村と比べ、新規就農への充実した支援体制があったことが、当時、只見町への移住を決めた1番の理由です。パイプハウス設置などを集落の人たちが手伝ってくれて、地域の皆さんの温かさを感じました。農業は本当に大変ですが、最初から完璧にできる人はいません。私たちも不安でしたが、1年目は研修ですので、新規就農を考えている方は、まずは思い切ってチャレンジしてみることが大切だと思います。

3 公共交通

定期路線ワゴンの運行や 雪んこタクシーの 料金を値下げ

公共交通サービスの拡充のため、今年4月から予約不要の定期路線ワゴン（ジャンボタクシー）「自然首都・只見号」の運行を開始し、合わせて「只見雪んこタクシー」の料金改定（500円から200円）を行いました。

「自然首都・只見号」は、一日二往復の毎日運行（元日のみ運休）で、町内21箇所の停留所に停車します。町内の移動料金は一律200円で、町内発車両の終点が会津田島駅なので、首都圏へのアクセスにも利用できます（会津田島駅へは1500円）。また、「只見雪んこタクシー」は、事前予約により町内で利用できる乗合タクシーで、これまでも多くの方に利用されています。どちらにも安価に町内利用ができるので、積極的にご利用ください。（※詳細な利用方法等については、広報ただ



▶予約なしで乗ることができる「自然首都・只見号」

み4月号「No.587」をご覧ください

近年、公共交通手段の不足が全国的な課題となっており、Uターンを考えている方の不安の一つとなっており、Uターンを考えている方が、本町では公共交通サービスの整備を進めており、今後、より多くの方に利用していただけるようにさらなる整備を検討していきます。

まとめ

「Uターン意向調査」の結果に基づき（P3左上の表を参照）、本町へのUターンをする上で主な課題となる3つの観点（①働くところ、②住むところ、③公共交通）について、現状や対策などを紹介してきました。都市部と比べて不便を感じることは仕方のないことですが、本町には、全国屈指の豊かな自然環境が

あり、美しい風景に囲まれ、ゆとりを持った生活を送ることができそうです。
町では、皆さんの不便・不安を少しでも解消できるよう既存の取り組みや支援制度の周知及び見直し、新しい事業などを積極的に実施していきます。Uターンに関して、ご不明なことがあれば、ぜひご相談ください。そして、こ只見町を暮らしの場を選んでいただきたいと思います。

他にも支援制度があります

- ◆**Uターン助成金** 担当：地域創生課創生企画係
1人 10万円 ※原則、転勤者は該当しません。
 - 60歳未満でUターンし、起業や就業している
 - 3年以上、町内に居住の意思がある
ことが条件です。
- ◆**移住支援金** 担当：地域創生課創生企画係
2人以上の世帯 100万円（単身は60万円）
 - 住民票を移す直前に、連続して5年以上東京23区に在住していた（または、住民票を移す3ヶ月前に東京圏^(※)に在住し、連続して5年以上東京23区へ通勤していた）
(※)埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
 - 5年以上、町内に居住の意思がある
 - 「Fターンサイト」に掲載された求人情報に応募し採用される
ことが条件です。

お問合せ

●只見町へのUターンに関して

- 地域創生課創生企画係（☎0241-82-5220）
今年の6月より、「移住コーディネーター」と「移住定住支援協力隊」を配置しています！お気軽にご相談ください。

●町内での就職や起業に関して

- 観光商工課商工係（☎0241-82-5240）

●新規就農に関して

- 農林建設課農林係（☎0241-82-5230）

広報ただみ8月号【別冊版】について

今回、特に皆さんにご紹介したい町の支援制度などを数点掲載し、保存しやすいように別冊版という形でお付けしています。8月10日発行なので、町外から帰省された皆さんの目にも届きやすいと思います。ぜひご覧ください。

